

平成三十年十一月二十一日提出
質問第七二二号

「子ども・子育て支援新制度」のシンボルマークに「あたしおかあさんだから」の作詞者のイラストが採用された経緯に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

「子ども・子育て支援新制度」のシンボルマークに「あたしおかあさんだから」の作詞者のイ

ラストが採用された経緯に関する質問主意書

「子ども・子育て支援新制度」のシンボルマークに関する質問主意書の答弁で、「子ども・子育て支援新制度のシンボルマークについては、総合評価落札方式により選定された事業者が、その入札に係る仕様書にのっとり、外部有識者を含む検討委員会を設置し、同委員会において三種類のデザインの案についてアンケート調査の結果等も踏まえた議論を行い、その議論を基に、内閣府において決定」（内閣衆質一九七第三五号）したと回答しています。

この答弁について、以下質問します。

一 検討委員会で議論された三種類のデザイン案はどのような形で、誰がどのような基準で選定したのか、明らかにされたい。

二 アンケート調査の結果等の等に含まれている事項を具体的に明らかにされたい。

三 アンケート調査では、三案についてどの案がシンボルマークに相応しいと思うかという問いを行った調査という事で良いのか、明らかにされたい。

四 上述の通りであれば、のぶみ氏案、A案、B案の三案のそれぞれの票数を明らかにされたい。

五 違うのであれば、このアンケート調査の設問はどのようなものであったのか明らかにされたい。

六 最終決定は内閣府ということだが、外部有識者を含む検討委員会の議論では、それぞれの案についてどのような評価がされていたのか、明らかにされたい。

七 内閣府で決定とのことだが、最終決定権者は誰か、役職名で明らかにされたい。

右質問する。